

決定年月日	平成 1 9 年 4 月 1 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成19年（ラ）第10001号		
○ XらがYに対し東京地方裁判所に提起した商標権侵害差止等請求事件について、民事訴訟法 1 7 条により、Yの普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所であって、YがXらに対し提起した別件訴訟が係属する名古屋地方裁判所に移送することを求めたYの申立てについて、これを却下した東京地方裁判所の決定が支持された事例。			

(関連条文)

民事訴訟法17条、142条

本件は、XらがYに対し東京地方裁判所に提起した商標権侵害差止等請求事件(以下「基本事件」という。)について、Yが、民事訴訟法17条により、Yの普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所であって、YがXらに対し提起した別件訴訟が係属する名古屋地方裁判所に移送することを求めた事案である。

東京地方裁判所(以下「原審裁判所」という。)の原決定は、Yの移送申立てを却下したので、Yは本件抗告を提起し、次のとおり、主張した。

YとXらとでは企業としての力量に大きな差があり、基本事件を原審裁判所で審理する場合のYの負担は、これを名古屋地方裁判所で審理する場合のXらの負担に比べ、格段に重いから、原決定は正義衡平の理念に反する。

基本事件は、YがXらに対し名古屋地方裁判所に提起した別件訴訟よりも、遅く提起されたものであるから、原決定が、別件訴訟に係る請求の一部について、基本事件と訴訟物が同一であり、先に係属した基本事件との関係で二重起訴に当たる旨の判断をしたのは誤りであり、後から提起された基本事件こそ、別件訴訟との関係で二重起訴に当たる。

本決定は、次のとおり判示し、本件抗告を棄却した。

Yに比べてXらの企業規模が大きいとしても、そのことから直ちに、基本事件を原審裁判所で審理することが当事者間の衡平を害し、正義に反するとはいうことはできない。

Yの主張の趣旨は、基本事件は別件訴訟と二重起訴に当たるものとして却下されるべきものであるから、これを民事訴訟法17条にいう「その他の事情」として考慮して、基本事件を名古屋地方裁判所に移送し、同裁判所において両事件を併合審理することを可能とすることが、判決の矛盾抵触を避け、訴訟経済に資することをいうものと解される。

二重起訴に該当する場合には、後訴を不適法として却下しなければならないが、2つの訴訟の先後関係は、訴状が裁判所に提出された時に基づいて決するものと解すべきである。けだし、送達は特別の定めのある場合を除き職権で行われるものであるところ、一般に、送達に要する期間の長短は被告側の事情により左右されるものであって、原告の責めに帰することのできない事情により訴状送達まで長期間を要することも少なくないことに照らせば、訴状の被告への送達の先後により二重起訴の関係を論ずるとすれば、先に訴状を裁判所に提出した当事者に不測の不利益を被らせるおそれがあり、また、本件のように一方当事者が複数の場合には、複数の被告についてそれぞれ送達時が異なることにより、2つの事件の間での先後関係につき錯綜した関係を生ずる事態も生じ得るからである。

もっとも、原告が訴状を裁判所に提出した後に、これを被告に送達するためになすべき行為を適時に行わなかったために、後れて他の管轄裁判所に訴状の提出された他の訴えにおいて、先に訴状の送達が完了したときには、むしろ訴状の送達が先に完了した訴えを先訴として、その訴訟手続を進行することが相当であり、また、先に提起された訴えが消極的確認訴訟であって、自らに対する給付訴訟が他の管轄裁判所に提起されることを妨げる目的でされたものであるなどの特段の事情のある場合は、むしろ、後に提起された給付訴訟を進行することが相当である。

しかるところ、別件訴訟において訴状の送達が遅れたのは、主としてYの対応に起因するものであり、また、別件訴訟は、商標権に基づく差止請求権不存在確認を求める請求（消極的確認訴訟）を含むものであって、かつ、Xらが給付訴訟である基本事件を管轄裁判所である原審裁判所に提起することを妨げる目的で提起されたものと認められるから、基本事件は別件訴訟における上記確認請求との関係において二重起訴の関係に立つものであり、別件訴訟の訴状が先に提出されたものであるが、このことは、原審裁判所において基本事件を進行することの妨げとなるものではない。